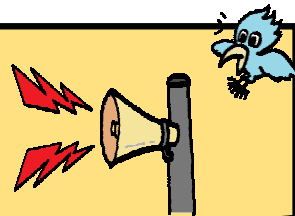


ホットな

消費者ニュース

～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！～ VOL. 5



消火器の回収商法にご注意！の巻

「古い消火器の回収に来ました」と、業者がきたので消火器を出したところ…



新しい消火器を
置かないとダメですよ

ちょうど新しい
消火器がありますから
交換しましょう



新しい消火器と引き取り料
合わせて**1万2千円**ね

勢いで交換してもらったけど



これって高くないかしら…

「消火器の回収」と言って、実は新しい消火器の販売が目的です。

必要なければきっぱりと断りましょう！！

訪問販売の場合、契約日から8日間はクーリング・オフができます。

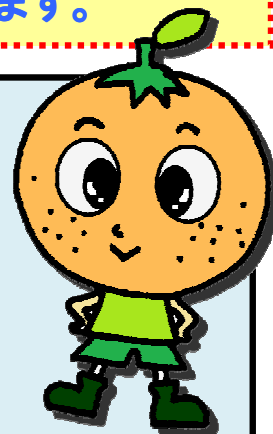
※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡しましょう！

- 和歌山県消費生活センター
和歌山市手平2丁目1-2 ビッグ愛8F
電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904

(平日) 9:00~17:00 (土・日) 10:00~16:00 (電話相談のみ)
(祝日・年末年始を除く)

- 和歌山県消費生活センター紀南支所
田辺市朝日ヶ丘23番1号 西牟婁総合庁舎内
電話：0739-24-0999 FAX：0739-26-7943

(平日) 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)



みかすけ